

第5条（事業所の職員体制等）

1 職員体制

職種	人員	備考
管理者	1名	サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	1名以上	訪問介護員と兼務
訪問介護員	2名以上	

2 職務内容

① 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

② サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護ⅠⅡの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問型サービス計画の作成等を行います。

③ 訪問介護員

訪問介護員は、訪問介護ⅠⅡの提供にあたります。

第6条（サービス提供地域）

茅ヶ崎市

第7条（営業日および営業時間：窓口対応時間）

営業日	月曜日から金曜日まで (ただし、12月30日から1月3日までは休業)	
営業時間	平日・祝日	土曜日・日曜日
	9:00~17:30	—
サービス提供時間	平日・祝日	土曜日・日曜日
	8:30~18:00	8:30~18:00

令和 年 月 日

本書面を交付し、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 神奈川県茅ヶ崎市小和田 3-3-25

名 称 へいあんホームケア茅ヶ崎

説明者 _____

令和 年 月 日

上記のとおり説明を受け、サービス提供の開始に同意し、本重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____